

## 開発行為許可申請(2部提出)

開発行為の許可を受ける場合は、次のものを提出してください。

### <添付書類>

書類の名称	内容	備考
1 開発行為許可申請書		
2 委任状	申請手続等を代理者が行う場合に添付	
3 公共施設の管理に関する協議書	新たに設置される公共施設の設計、工事方法、帰属、管理、従前の公共施設の帰属について協議を行った書類	
4 公共施設の管理者の同意書	開発行為の計画に関係がある公共施設の管理者の同意書	2の協議に基づく同意書
5 設計説明書		自己居住用は不要
6 土地の登記事項証明書	申請時以前6箇月以内のもの	
7 土地・工作物の権利者の同意書	当該開発行為の妨げとなる権利(所有権、抵当権、賃借権等)を有するものの同意書	
8 土地・工作物の権利者で開発行為に同意した者の印鑑登録証明書	7の同意書に押印した印鑑のもの 申請時以前6箇月以内のもの	
9 農用地除外証明書	申請地が農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)による農用地区域内の場合には、当該地が農用地区域から除かれていることの証明書	
10 資金計画書	収支計画及び年度別資金計画書	※1
11 残高証明書	自己資金で事業を行う場合	※1
12 融資証明書	融資を受けて事業を行う場合	※1
13 申請者の業務経歴書		※1
14 申請者の前年度の納税証明書	法人の場合は法人税、個人の場合は所得税	※1
15 工事施行者の建設機械目録、技術者名簿及び工事経歴書		※1
16 設計者の資格に関する書類	卒業証明書又は資格証明書の写し(開発区域の面積が1ヘクタール以上の場合)	
17 申請地現況写真		
18 その他市長が必要と認める書類		※2

※1 自己居住用又は1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為の場合は、必要ありません。

※2 法第34条の各号に該当する申請については、別途、書類が必要です。

<添付図面>

図面名称	縮尺	明示する事項	備考
1 開発区域位置図	50,000分の1以上	方位、縮尺、開発区域(朱書)	都市計画図に記入
2 開発区域区域図	2,500分の1以上	方位、縮尺、開発区域(朱書)	
3 公図の写し	600分の1以上	方位、縮尺、開発区域(朱書)	
4 現況図	2,500分の1以上	方位、縮尺、地形(BMの位置と高さ、縦横断面線(20m方眼線)の交点の高さ)、開発区域(朱書)、開発区域内及び周辺の公共施設の状況	
5 土地利用計画図	1,000分の1以上	方位、縮尺、開発区域(朱書)、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、予定建築物等の用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置、緩衝帯の位置及び形状、道路及び排水施設の縦断測点	土地の利用種別ごとに色分け
6 求積図	500分の1以上	方位、縮尺、開発区域(朱書)	座標法又は数値三斜法
7 造成計画平面図	1,000分の1以上	方位、縮尺、開発区域(朱書)、切土又は盛土をする土地の部分、がけの位置、擁壁の位置、道路の位置、形状幅員及び勾配、BMの位置及び高さ、縦横断面線の位置及び符号並びに交点の計画高、道路及び排水施設の縦断測点	切土は黄色、盛土は茶色で着色
8 造成計画断面図	H=100分の1以上 L=500分の1以上	方位、縮尺、切土又は盛土をする前後の地盤面、縦横断面線の符号と測点番号、法面勾配、擁壁等の工作物	切土は黄色、盛土は茶色で着色
9 排水施設計画平面図	500分の1以上	方位、縮尺、排水区域の区域界、排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法(管径)、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	
10 給水施設計画平面図	500分の1以上	方位、縮尺、給水施設の位置、形状、内のり寸法(管径)及び取水方法、消火栓の位置	自己居住用の開発行為は不要
11 がけの断面図	50分の1以上	縮尺、がけの高さ、勾配、土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれ土質及びその地層の厚さ)、切土、盛土をする前の地盤面、がけ面保護の方法	
12 擁壁の断面図	50分の1以上	縮尺、擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込コンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、基礎ぐいの位置、材料及び寸法、伸縮目地の位置及び構造、水抜孔の位置及び内径寸法、擁壁の構造計算、地耐力の根拠(ボーリングデータ等)	
13 道路横断図	50分の1以上	縮尺、路盤、基層、表層の構成、道路側溝の位置、形状及び寸法、埋設管の位置、形状及び寸法	
14 排水施設構造図	50分の1以上	縮尺、雨水及び汚水流量計算(3,000m <sup>2</sup> 以上)、(排水施設構造詳細図(開渠、暗渠、落差工、人孔、雨水桝吐口等)	
15 道路・排水施設の計画縦断面図	H=100分の1以上 L=500分の1以上	縮尺、測点、単距離、追加距離、地盤高、計画高、勾配、DL(基準線)、人孔の記号種類、位置管径、土被り、管底高	測点距離は標準として20m

法第34条各号に関する申請に必要な図書

号	内容	図書の名称	説明
第1号	開発区域周辺に居住している者が利用するための公共公益施設、日用品店舗等	1 資格証明書	資格が必要な場合
第2号	鉱物資源の有効利用上必要な施設	1 資格証明書 2 公共浴用又は飲用に供することの許可書等	
	観光資源の有効利用上必要な施設	1 観光開発計画等に関する図書	
第4号	農林漁業用施設	1 農林漁業用施設であることを証する図書	
		2 事業計画書	
		3 農家証明書	
	農林水産物の処理貯蔵加工施設	1 農林水産物の処理、貯蔵又は加工施設であることを証する図書	
		2 事業計画書	
		3 農家証明書	
第6号	中小企業の共同化又は集団化施設	1 事業の概要を説明する図書	
		2 助成事業の対象であることを証する図書	
		3 共同化又は集団化された組合等の定款	
第7号	既存工場の関連施設	1 密接な関連を有することを証する図書	
		2 事業活動の効率化を証する図書	
第8号	火薬庫	1 貯蔵量証明書	
		2 資格証明書	
第9号	ドライブイン又はコンビニエンスストア	1 資格証明書	資格が必要な場合
		2 フランチャイズチェーン等の加盟契約書又はその見込みがあることを証する書類	コンビニエンスストアの場合
	給油所	1 資格証明書等	
第10号	集落地区計画区域内における当該計画に適合する施設	1 申請地が集落地区計画内に存することを証する図書	
		2 申請内容が当該集落地区計画に適合することを証する図書	

号	内容	図書の名称	説明
第12号	線引き前所有地自己用住宅 (市条例第6条第1項第2号ア)	1 新たに自己用住宅を建築することが相当と認められる書類	住民票 借家契約書 転勤証明書等
		2 開発行為を行う者と親族の関係を確認できる書類	戸籍謄本等
	長期居住者の親族のための自己用住宅 (市条例第6条第1項第2号イ)	1 新たに自己用住宅を建築することが相当と認められる書類	住民票 借家契約書 転勤証明書等
		2 親族の20年以上前及び現在の住所を確認できる書類	住民票 戸籍の附票等
		3 開発行為を行う者と親族の関係を確認できる書類	戸籍謄本等
	線引き前居住者の親族のための自己用住宅 (市条例第6条第1項第2号ウ)	1 新たに自己用住宅を建築することが相当と認められる書類	住民票 借家契約書 転勤証明書等
		2 親族の区域区分日前及び現在の住所を確認できる書類	住民票 戸籍の附票等
		3 開発行為を行う者と親族の関係を確認できる書類	戸籍謄本等
	自己業務用建築物	1 20年以上前及び現在の住所を確認できる書類	住民票 戸籍の附票等
		2 居住地と開発区域の距離を確認できる図書	
		3 現在営んでいる(営む予定の)業務を示す書類	
	公共移転	1 建築物の所有者を確認できる書類	従前の建築物の登記事項証明書等
2 建築物の用途を確認できる書類		従前の建築物の建築確認通知書等	
3 建築物の敷地が買収等されたこと及び従前の敷地面積を確認できる書類		収用証明書	
集会所	1 自治会規約		
	2 自治会構成員名簿		
	3 集会所建築に関する自治会議事録		
敷地拡張	1 建築物の用途を確認できる書類	従前の建築物の建築確認通知書等	
第13号	既存権利	1 既存権利を有していたことを証する書類	土地の登記事項証明書 農地転用許可書等